

大阪南消防組合開発指導要綱運用基準

令和 6 年 5 月 1 日

基準第 5 号

(申請関係)

第 1 条 開発行為に係る同意申請は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 開発行為に係る同意申請は、次の 3 部を提出する。

ア 様式第 1 号並びに次号のアからクを正本、副本として計 2 部

イ 次号のイからクを 1 部

(2) 申請添付書類

ア 委任状（有印、副本添付は写し可）

イ 付近見取り図（S 1 / 2， 5 0 0）

ウ 建物平面図

エ 構成市町村開発要綱等において、中高層建築物に該当する場合は、立面図、断面図

オ 敷地求積図

カ 土地利用計画図（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号に該当する開発行為は、最終土地利用計画図）

キ 開発敷地内に道路を設ける場合は給水図

ク その他必要に応じて求める図書類

(3) 既に開発行為に係る同意申請書の交付を受けている開発事業について、新たに申請があった場合は、以前の開発行為に係る同意申請書は無効とする。

(4) 既に開発行為に係る同意申請書の交付を受けている開発事業について、消防水利等の指導内容に変更が必要となる事業内容変更が生じた場合は、新たに開発行為に係る同意申請を行うものとする。ただし、指導内容に変更が生じない場合は、図書類の差し替え等を行うものとする。

(主要幹線道路)

第 2 条 別に定める主要幹線道路とは、国道及び大阪府道を原則とする。

(消防水利設置基準)

第 3 条 消防水利の設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）別紙において、

一戸建ての住宅（建築物用途区分コード番号０８０１０）又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（建築物用途区分コード番号０８０６０）に該当する建築物で、構成市町村開発要綱等に規定する面積に満たない開発行為は、原則として消防水利の設置を免除する。

(2) 開発面積が３００㎡未満の場合は、消防水利の設置は要しないものとする。

(3) 既設の有効な消防水利とは、水利基準に適合する公設防火水槽、公設消火栓、採水口が設置されているプール及び消防署長が認めたその他の水利とする。

（消火栓の構造）

第４条 消火栓の設置構造は、原則として地下式消火栓とする。

（防火水槽）

第５条 防火水槽の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 現場打ち鉄筋コンクリート水槽（別紙１）

建築現場で、所定の型枠にコンクリートを打ち込んで造る鉄筋コンクリート製の防火水槽をいう。

(2) 二次製品水槽（別紙１）

工場等において、原材料を混合して成型され又は組立てを行うなどの加工工程を経て生産され、建築現場に搬入設置される防火水槽をいう。

(3) 地中ばり水槽（別紙３）

建築物の地中ばり等を活用して設置する防火水槽をいう。

（送水口距離）

第６条 開発区域内に防火水槽を設置した場合において、当該建築物に送水口を有する消防用設備が設置される場合は、送水口から概ね１８ｍ以内に防火水槽の吸管投入口又は採水口を配置すること。

（配管口径算定）

第７条 消防水利に採水口を設ける場合は、別紙４（配管口径算定要領）により算定し、設計届出書に添付すること。

（消防水利等の標識）

第８条 消防水利等の標識の設置位置は、原則として消防水利施設の付近（概ね５ｍ以内）とし、設置が必要な施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 現場打ち鉄筋コンクリート水槽（別図 1）
- (2) 二次製品水槽（別図 1）
- (3) 地中ばり水槽（別図 1）
- (4) プール等（別図 2）

（高低差のある敷地に建築される建築物の階数並びに軒高）

第 9 条 床面が建物の接する最も高い地面より下にある階で、床面から当該地面までの高さがその階の天井の高さの $1/3$ 以上となる階を有する建物の場合、地上の階数又は軒高の取り扱いについては管轄市町村と協議する。

（消防活動空地）

第 10 条 消防活動空地は、4 階以上の各階又は 12 m を超える部分の消防隊進入口に、消防はしご車が容易に架梯できる位置に設置する。ただし、公道上に消防活動空地を設置することは認めないものとする。

- (1) 消防活動空地は、幅 6 m、長さ 13 m 以上、勾配 5.2 % (3°) 以内とする。
- (2) 消防活動空地への進入路の幅員は、4 m 以上、高さ 4 m 以上、段差 10 cm 以内、登坂角度 17.6 % (10°) 以下とし、進入路及び消防活動空地の路面強度は車両重量 20 t に耐える構造とする。グレーチング等及び消防車両等が方向転回可能な場所も同様とする。隅切りは協議によることとする。
- (3) 架空線及び立木等が消防活動に干渉しない空間を確保すること。消防活動空地付近に設ける工作物の高さは 2 m 以内とする。
- (4) 消防活動空地は、その位置が識別出来るように路面に「消防活動用空地」と橙色又は白色のゼブラ標示（別図 5）等の焼き付塗装等を施し、一般車両の駐停車位置と区別するため消防活動空地の標識（別図 6）等を路面標示の概ね 5 m 以内に掲出する。

（消防隊進入口等）

第 11 条 消防隊進入口に用いるガラスは、次のとおりとする。

- (1) 固定窓（FIX）は、普通板ガラス厚さ 6 mm 以下とする。
- (2) 内側鍵付き窓は、普通板ガラス厚さ 6 mm 以下とし、網入り、線入り板ガラスは厚さ 6.8 mm 以下とする。
- (3) 屋外より開放可能窓は、厚さ制限なしとする。

- (4) 錠付近を局所破壊し解除できる開口部は、200mm角以上、ガラス厚さ6.8mm以下とする。
- 2 2階のバルコニーに三連はしごを用いて消防隊が進入するための地盤面に確保しなければならない活動スペースは、概ね縦3m、幅1mとし、路面標示は不要とする。
- 3 上下階操作式の避難器具は、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成8年消防庁告示第2号）第3避難器具の設置方法等を準用する。
- 4 開発指導要綱第11条第2号に規定する代替措置が適用となる一つのバルコニーに接する戸数が5以上の建物については、次のとおりとする。
- (1) 上下階操作式の避難器具は、2箇所以上とする。
- (2) バルコニーは、両端から進入できる構造とする。

（検査項目等）

第12条 中間検査及び完成検査の項目等は、別紙5によるものとする。

（各施設の詳細）

第13条 各施設の詳細は、別紙及び別図による。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和6年3月31日までの開発行為に伴う同意については、従前の例による。

付属図表一覧

別紙1 防火水槽の構造基準

別紙2 プールに設ける採水口の構造基準

別紙3 地中ばり水槽の構造基準

別紙4 配管口径算定要領

別紙5 中間検査項目、完成検査項目

別図1 防火水槽標識（現場打ち鉄筋コンクリート水槽、二次製品水槽、地中ばり水槽）

別図2 消防水利標識（プール等）

- 別図 3 消防はしご車水平使用範囲図
- 別図 4 消防はしご車回転図
- 別図 5 消防活動空地に係る路面標示
- 別図 6 消防活動空地標識
- 別図 7 採水口
- 別図 8 採水口（開閉弁付）
- 別図 9 地中ばり水槽
- 別図 10 充水限度の表示
- 別図 11 地中ばり水槽表示
- 別図 12 兼用水槽
- 別図 13 採水口併設地中ばり水槽
- 別図 14 給水口が集中ピット内に入る場合の設置例